

資料 12 関係法令

文化財保護法第 93 条

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第 93 条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第 1 項の規定を準用する。この場合において、同項中「30 日前」とあるのは、「60 日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第 1 項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

文化財保護法第 125 条

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第 125 条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第 1 項の規定による許可を与える場合には、第 43 条第 3 項の規定を、第 1 項の規定による許可を受けた者には、同条第 4 項の規定を準用する。

4 第 1 項の規定による処分には、第 111 条第 1 項の規定を準用する。

5 第 1 項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第 3 項で準用する第 43 条第 3 項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第 41 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

7 第 1 項の規定による許可を受けず、又は第 3 項で準用する第 43 条第 3 項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保有に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

文化財保護法第 168 条

(重要文化財等についての国に関する特例)

第 168 条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

(1) 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

(2) 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。

(3) 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売払、譲与その他の処分をしようとするとき。

2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。

3 第 1 項第 1 号及び前項の場合には、第 43 条第 1 項ただし書及び同条第 2 項並びに第 125 条第 1 項ただし書及び同条第 2 項の規定を準用する。

4 文化庁長官は、第 1 項第 1 号又は第 2 項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。

5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

文化財保護法第 184 条

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第 184 条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

- (1) 第 35 条第 3 項 (第 36 条第 3 項 (第 83 条、第 121 条第 2 項 (第 172 条第 5 項で準用する場合を含む。)) 及び第 172 条第 5 項で準用する場合を含む。)、第 37 条第 4 項 (第 83 条及び第 122 条第 3 項で準用する場合を含む。)、第 46 条の 2 第 2 項、第 74 条第 2 項、第 77 条第 2 項 (第 91 条で準用する場合を含む。)、第 83 条、第 87 条第 2 項、第 118 条、第 120 条、第 129 条第 2 項、第 172 条第 5 項及び第 174 条第 3 項で準用する場合を含む。) の規定による指揮監督
 - (2) 第 43 条又は第 125 条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令 (重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。)
 - (3) 第 51 条第 5 項 (第 51 条の 2 (第 85 条で準用する場合を含む。))、第 84 条第 2 項及び第 85 条で準用する場合を含む。) の規定による公開の停止命令
 - (4) 第 53 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令
 - (5) 第 54 条 (第 86 条及び第 172 条第 5 項で準用する場合を含む。)、第 55 条、第 130 条 (第 172 条第 5 項で準用する場合を含む。) 又は第 131 条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行
 - (6) 第 92 条第 1 項 (第 93 条第 1 項において準用する場合を含む。) の規定による届出の受理、第 92 条第 2 項の規定による指示及び命令、第 93 条第 2 項の規定による指示、第 94 条第 1 項の規定による通知の受理、同条第 2 項の規定による通知、同条第 3 項の規定による協議、同条第 4 項の規定による勧告、第 96 条第 1 項の規定による届出の受理、同条第 2 項又は第 7 項の規定による命令、同条第 3 項の規定による意見の聴取、同条第 5 項又は第 7 項の規定による期間の延長、同条第 8 項の規定による指示、第 97 条第 1 項の規定による通知の受理、同条第 2 項の規定による通知、同条第 3 項の規定による協議並びに同条第 4 項の規定による勧告
- 2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第 5 号に掲げる第 55 条又は第 131 条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
 - 3 都道府県又は市の教育委員会が、第 1 項の規定により、同項第 6 号に掲げる事務のうち第 94 条第 1 項から第 4 項まで又は第 97 条第 1 項から第 4 項までの規定によるものを行う場合には、第 94 条第 5 項又は第 97 条第 5 項の規定は適用しない。
 - 4 都道府県又は市の教育委員会が第 1 項の規定によつてした次の各号に掲げる事務 (当該事務が地方自治法第 2 条第 8 項に規定する自治事務である場合に限る。) により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。
 - (1) 第 1 項第 2 号に掲げる第 43 条又は第 125 条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可 第 43 条第 5 項又は第 125 条第 5 項
 - (2) 第 1 項第 5 号に掲げる第 55 条又は第 131 条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行 第 55 条第 3 項又は第 131 条第 2 項
 - (3) 第 1 項第 6 号に掲げる第 96 条第 2 項の規定による命令 同条第 9 項
 - 5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。
 - 6 前項の規定による補償額については、第 41 条第 3 項の規定を準用する。
 - 7 前項において準用する第 41 条第 3 項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。
 - 8 都道府県又は市の教育委員会が第 1 項の規定によつてした処分その他公権力の行使に

当たる行為のうち地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。

文化財保護法施行令第5条

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第5条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第5号に掲げる事務(法第92条第1項の規定による届出の受理及び法第94条第1項又は第97条第1項の規定による通知の受理を除く。)を行うことを妨げない。

- (1) 法第35条第3項(法第83条、第118条、第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。)の規定による指揮監督(管理に係るものに限る。)並びに法第36条第3項(法第83条、第121条第2項(法第172条第5項において準用する場合を含む。)及び第172条第5項において準用する場合を含む。)、第46条の2第2項及び第129条第2項において準用する法第35条第3項の規定による指揮監督
 - (2) 法第43条第4項(法第125条第3項において準用する場合を含む。)の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の停止命令(文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。)
 - (3) 法第51条第5項(法第51条の2(法第85条において準用する場合を含む。)及び第85条において準用する場合を含む。)の規定による公開の停止命令(公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。)及び法第84条第2項において準用する法第51条第5項の規定による公開の停止命令
 - (4) 法第53条第4項の規定による公開の停止命令(文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。)
 - (5) 法第92条第1項の規定による届出の受理、同条第2項の規定による指示及び命令、法第94条第1項の規定による通知の受理、同条第2項の規定による通知、同条第3項の規定による協議、同条第4項の規定による勧告、法第97条第1項の規定による通知の受理、同条第2項の規定による通知、同条第3項の規定による協議並びに同条第4項の規定による勧告
- 2 法第93条第1項において準用する法第92条第1項の規定による届出の受理、法第93条第2項の規定による指示、法第96条第1項の規定による届出の受理、同条第2項又は第7項の規定による命令、同条第3項の規定による意見の聴取、同条第5項又は第7項の規定による期間の延長及び同条第8項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会)が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務(法第93条第1項において準用する法第92条第1項の規定による届出の受理及び法第96条第1項の規定による届出の受理を除く。)を行うことを妨げない。
- 3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第1号及び第3号に掲げるものにあつては第1号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第252条の22第1項の中核市(以下「指定都市等」という。)の区域内において行われる場合、第2号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会)が行うこととする。
- (1) 次に掲げる現状変更等に係る法第43条の規定による許可及びその取消し並びに停

止命令

- イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等
 - ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り
- (2) 法第 53 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）
- (3) 法第 54 条（法第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）及び第 55 条の規定による調査（第 1 号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第 43 条第 1 項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第 1 号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第 115 条第 1 項に規定する管理団体（以下この条において単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条において「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。）内において行われる場合、同号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。
- (1) 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第 125 条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 小規模建築物（階数が 2 以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が 120 平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で 2 年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築
 - ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から 50 年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が 150 ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの
 - ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
 - ニ 法第 115 条第 1 項（法第 120 条及び第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
 - ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
 - ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から 50 年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
 - ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
 - チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
 - リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
 - ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受

け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

(2) 法第130条（法第172条第5項において準用する場合を含む。）及び第131条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第125条第1項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

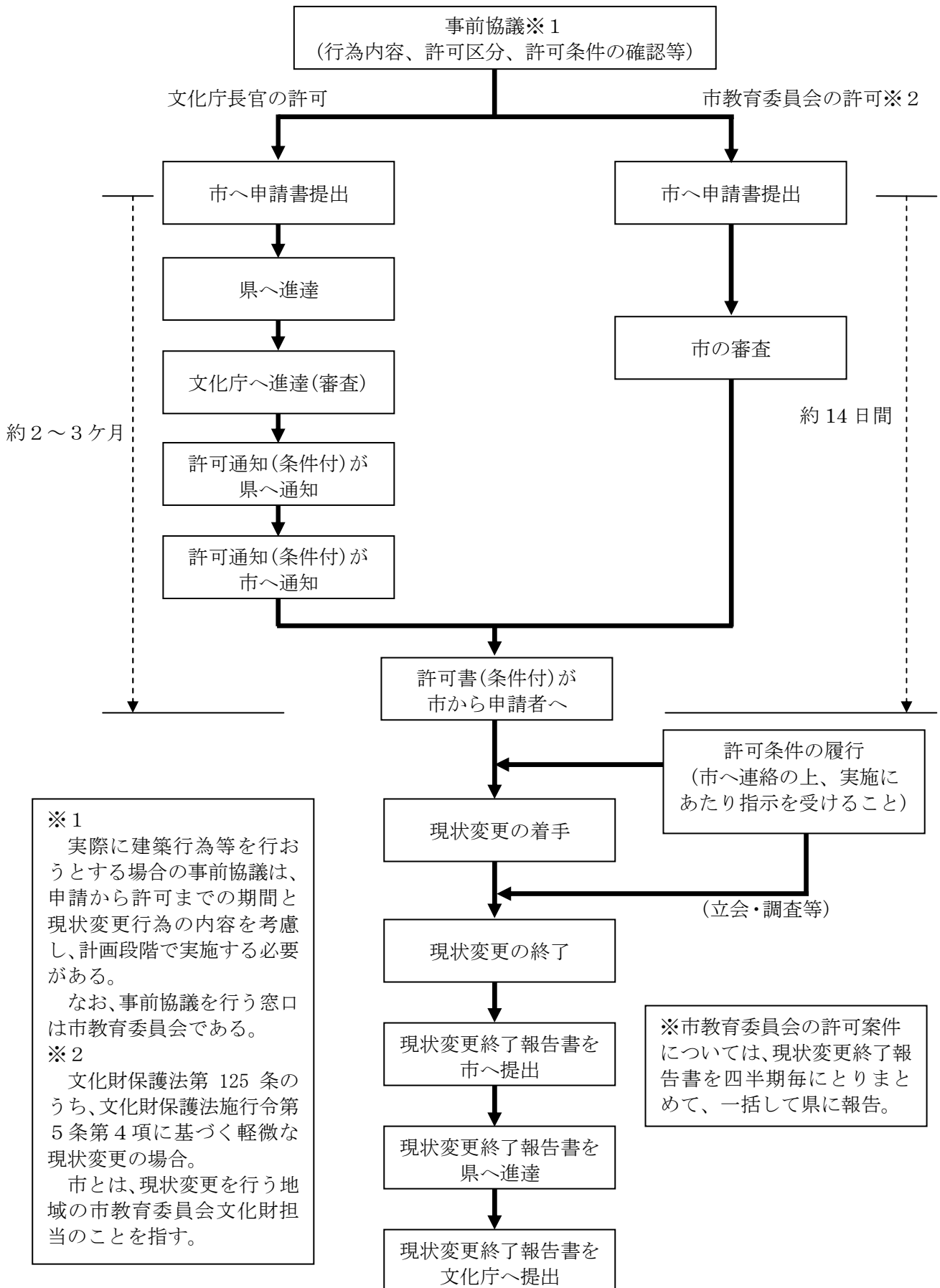
6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

7 第4項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

8 文化庁長官は、第4項第1号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

9 第1項本文、第2項本文、第3項及び第4項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

資料 13 文化財保護法による現状変更等に関する手続きの流れ・様式集



様式1
(文書番号)
平成 年 月 日

文化庁長官殿

申請者名
○ ○ ○ ○

現状変更許可申請書

このことについて、文化財保護法第125条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 史跡 尾張国分寺跡
- 2 指定年月日
平成24年1月24日
- 3 所在地
愛知県稲沢市矢合町中椎ノ木及び椎ノ木地内
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
氏名
住所
- 5 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
氏名
住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
名称 稲沢市
事務所の所在地 愛知県稲沢市稲府町1
- 7 管理責任者がある場合は、その名称及び住所
氏名
住所

- 8 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
氏名 ○○○○
住所 ○○○○○○○○○○○丁目○番地○
- 9 現状変更等を必要とする理由
- 10 現状変更等の内容及び実施の方法
内容 ○○○○
実施の方法 ○○○○
- 11 現状変更によって生ずる物件の滅失、き損、景観の変化、影響等
○○○○
- 12 現状変更等の着手及び終了の予定時期
着手：平成 年 月 日(許可あり次第等も可)
終了：平成 年 月 日
(終了時期については、余裕をもって記載すること。)
- 13 現状変更等に係る地域の地番
愛知県稲沢市○○○○丁目○番地○
- 14 現状変更等に係る工事の施工者の氏名及び住所
氏名 株式会社○○○○建設 代表 ○○○○
住所 愛知県稲沢市○○○○丁目○番地○
- 15 その他参考となるべき事項

【許可申請書の添付書類等】

- 1 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 2 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
- 3 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
- 4 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- 5 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 6 許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
- 7 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
- 8 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

※ 以上、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」(昭和26年7月13日 文化財保護委員会規則第十号)第2条(許可申請書の添付書類等)による。

様式2
(文 書 番 号)
平成 年 月 日

文 化 庁 長 官 殿

申 請 者 名
○ ○ ○ ○

現状変更の期間変更届けの提出について

平成○年○月○日付け○○受庁財第○号の○○○で別添のとおり許可された現状変更については、以下の理由により期間の延長をする必要がありますので、期間変更について承認くださいますようお願いいたします。

- 1 史跡 尾張国分寺跡
- 2 所有者の氏名又は名称及び住所
氏名 稲沢市長 大野 紀明
住所 愛知県稲沢市稲府町1
- 3 現状変更の申請内容
(具体的な行為の内容を簡潔に記載すること。)
- 4 現状変更の期間を変更する理由
(期間を延長する必要が生じた理由を具体的に記載すること。)
- 5 許可されていた期間及び期間変更後の期間
許可された期間 平成○年○月○日から平成○年○月○日
変更後の期間 平成○年○月○日から平成○年○月○日
- 6 申請者が所有者等以外の場合
(今回の期間の延長にあたっては、所有者等の承諾を得ていることを具体的に記述するか所有者等の承諾書を添付すること。)
- 7 その他に必要となるべき資料
(必要に応じて、期間変更届け提出時の現況写真などを添付してください。)

様式3

(文書番号)

平成 年 月 日

文化庁長官 殿

申請者名

○ ○ ○ ○

現状変更の計画変更書の提出について

平成○年○月○日付け○○受庁財第○号の○○○で別添のとおり許可された現状変更については、以下のとおり軽微な計画の内容変更する必要がありますので、計画変更について承認くださいますようお願いいたします。

- 1 史跡 尾張国分寺跡
- 2 所有者の氏名又は名称及び住所
氏名 稲沢市長 大野 紀明
住所 愛知県稲沢市稲府町1
- 3 現状変更の申請内容
(具体的な行為の内容を簡潔に記載すること。)
- 4 現状変更の計画内容を変更する理由 ※必要に応じて別紙に記載すること
(軽微な仕様(材質、色、形状)の変更が必要となった理由及び文化財に配慮したものであることについての説明を記載すること。(注1及び2)を参照)
- 5 現状変更に係る地域の地番
(現状変更の計画内容の変更が生じた当該地域の地番が、確認できるように記載すること。)
- 6 許可されていた期間及び期間変更後の期間
許可された期間 平成○年○月○日から平成○年○月○日
変更後の期間 平成○年○月○日から平成○年○月○日
(計画内容の変更に伴い、期間を延長する場合に記載する。なお、この場合には、様式2の期間変更届けの手続きは不要とする。)

- 7 申請者が所有者等以外の場合 ※該当する場合に記載
(今回の計画内容の変更にあたっては、所有者等の承諾を得ていることを具体的に記載するか所有者等の承諾書を添付すること。)
- 8 管理団体がある場合 ※該当する場合に記載
(申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書を添付すること。
なお、管理責任者がある場合にも、同様の取扱いをすること。)
- 9 その他に添付することが必要な資料
 - ・変更前・変更後の変更内容が確認できる図面等
 - ・計画内容を変更する必要が生じた軽微な仕様に関する写真等
 - ・現状変更に係る地域の現況写真

など

(注1)軽微な仕様(材質、色、形状)の変更について

材質の変更とは、鉄製から木製の柵への変更、色の変更とは、原色から中間色への看板の色彩変更、形状の変更とは、照明等設置工事において、当初は高さ3mのハイポールタイプを設置する計画から、高さ80cmのフットライトタイプに変更するなどの場合等が該当する。

(注2)文化財に配慮されている場合について

保存管理計画等が策定されている場合には、当該変更が保存管理計画等において許容されている場合。策定されていない場合には、変更前よりも、当該文化財への影響や周囲の景観等に与える影響が小さくなる場合などが該当する。

(文 書 番 号)

平 成 年 月 日

文 化 庁 長 官 殿

申 請 者 名

○ ○ ○ ○

現 状 変 更 終 了 報 告 書

平成○年○月○日付、○受庁財第○号の○にて許可を受けた史跡尾張国分寺跡指定地内現状変更について終了したので、文化財保護法第 125 条第 1 項の規定により、下記資料を添付のうえ報告します。

添付資料

案内図(見取図・竣工図)

キャビネ型写真

※ 「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」(昭和 26 年 7 月 13 日 文化財保護委員会規則第十号)第 3 条(終了の報告)による。

「法第 125 条第 1 項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官(法第 184 条第一項第二号及び令第 5 条第 4 項第 1 号の規定による当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に報告するものとする。」

資料 14 稲沢市尾張国分寺跡史跡保存整備委員会などの名簿

稲沢市尾張国分寺跡史跡保存整備委員会

氏名	所属等	備考	
井口喜晴	高浜市やきものの里かわら美術館長	委員長、考古学、 専門委員	
柴垣勇夫	元愛知淑徳大学教授	委員長職務代理、 考古学、専門委員	
梶原義実	名古屋大学大学院准教授	考古学、専門委員	
杉野 丞	愛知工業大学教授	建築史学、専門委員	
西宮秀紀	愛知教育大学教授	古代史学、専門委員	
丸山 宏	名城大学教授	造園学、専門委員	
前川 歩	奈良文化財研究所研究員	遺跡整備、建築史学、 専門委員	平成 27 年度
近藤 修	稲沢市文化財保護審議会長		平成 26 年度
愛甲昇寛	稲沢市文化財保護審議会長		平成 27 年度
小川正元	地元有識者	国分寺前住職	
山田宗廣	地元有識者	元市議会議員	
橋本良治	矢合本郷区長		平成 26 年度
前野鞆彦	矢合本郷区長		平成 27 年度
笹 義信	矢合西脇区長		平成 26 年度
兵藤健一	矢合西脇区長		平成 27 年度
橋本誠次	矢合新田区長		平成 26 年度
祖父江敏美	矢合新田区長		平成 27 年度
石田 充	堀之内区長		平成 26 年度
井馬一久	堀之内区長		平成 27 年度

稲沢市尾張国分寺跡史跡保存整備委員会専門部会

氏名	所属等	備考	
井口喜晴	高浜市やきものの里かわら美術館長	部会長、考古学	
梶原義実	名古屋大学大学院准教授	考古学	
柴垣勇夫	元愛知淑徳大学教授	考古学	
杉野 丞	愛知工業大学教授	建築史学	
西宮秀紀	愛知教育大学教授	古代史学	
丸山 宏	名城大学教授	造園学	
前川 歩	奈良文化財研究所研究員	遺跡整備、建築史学	平成 27 年度
山下信一郎	文化庁文化財部記念物課史跡部門 文化財調査官	指導	
野口哲也	愛知県教育委員会事務局 生涯学習課文化財保護室主査	指導	
松本 彩	愛知県教育委員会事務局 生涯学習課文化財保護室主事	指導	平成 27 年度

稲沢市尾張国分寺跡史跡保存整備庁内連絡会議委員

所属	氏名	補職名	
市長公室企画政策課	吉川修司	主査	
経済環境部商工観光課	桑田裕子	主幹	平成 26 年度
経済環境部商工観光課	松尾俊明	主幹	平成 27 年度
経済環境部農務課	中島 稔	主査	平成 26 年度
経済環境部農務課	砂川良一	主査	平成 27 年度
建設部都市計画課	吉田 昇	主幹	平成 26 年度
建設部都市計画課	箕浦直哉	主幹	平成 27 年度
建設部用地管理課	鈴森泰和	主幹	平成 26 年度
建設部用地管理課	武田一輝	主幹	平成 27 年度
建設部土木課	内藤 旭	主査	平成 27 年度
建設部建築課	菱川友隆	主査	平成 27 年度
教育委員会事務局学校教育課	風間哲郎	指導主事、主幹	平成 27 年度

事務局

所属	氏名	補職名	
教育委員会	恒川武久	教育長	
教育委員会事務局	古川正美	教育部長	平成 26 年度
教育委員会事務局	遠藤秀樹	教育部長	平成 27 年度
教育委員会事務局生涯学習課	榊山隆夫	課長	平成 26 年度
教育委員会事務局生涯学習課	内藤幸蔵	課長	平成 27 年度
教育委員会事務局生涯学習課	北條献示	主幹	平成 26 年度
教育委員会事務局生涯学習課	北條献示	主事	平成 27 年度
教育委員会事務局生涯学習課	日野幸治	主幹	
教育委員会事務局生涯学習課	田中俊輔	主任	